

岩国市立周北小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

岩国市立周北小学校

1 学校いじめ防止等に係る基本方針

「いじめは絶対に許されない」「どの児童にもどの学校にも起こりうる」との強い認識の下、全教職員と家庭・地域と関係機関が連携して、下記の方針に基づき、いじめ防止に努める。

(1) いじめの未然防止

いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。

(2) いじめの早期発見

「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、学校生活全般にわたって情報を収集し、早期発見に努める。

(3) いじめへの早期対応

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市と連携を密にとりながら、いじめられている児童の立場に立って、毅然とした厳しい対応を行う。

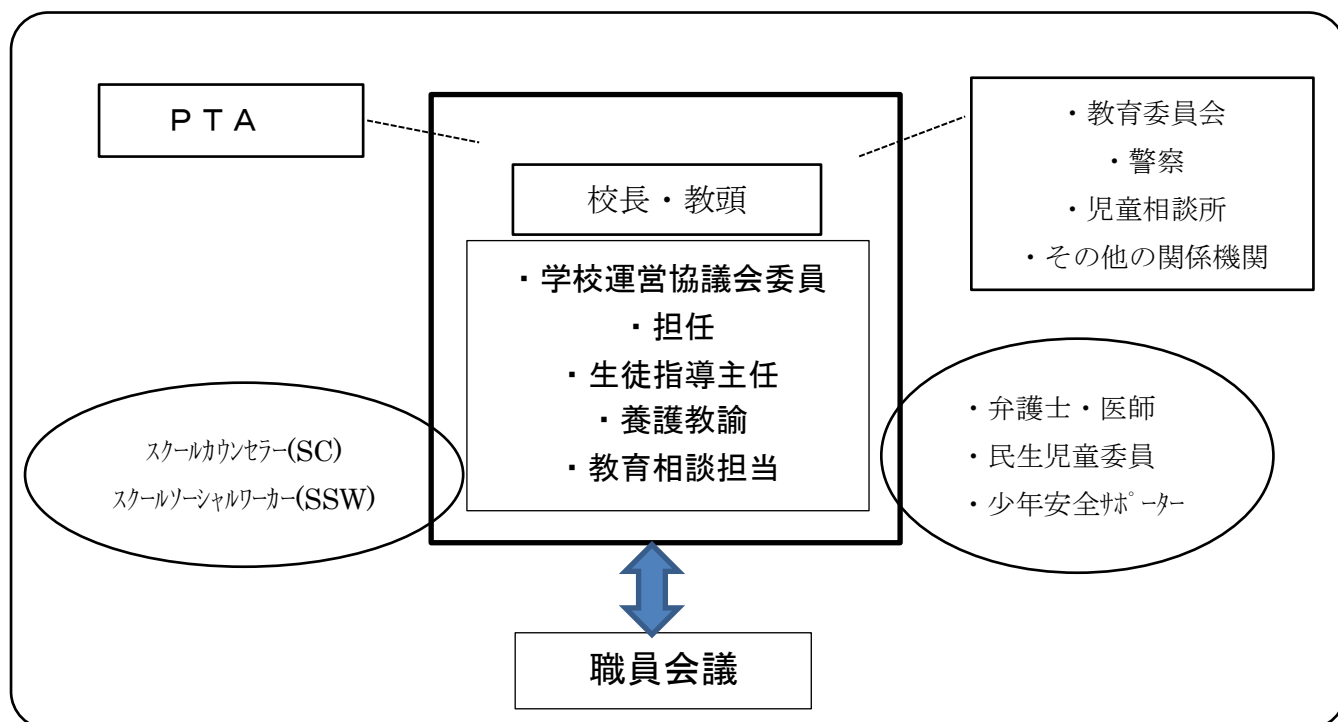
(5) 地域や家庭、関係機関との連携

情報を共有したり、児童の悩みや相談を受け止めたり、社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すことができるように、連携・協働する体制を構築する。

2 いじめ対策組織

いじめ防止対策を組織的・総合的に行うために、「周北小学校いじめ対策委員会」を設置する。

いじめ対策委員会



3 いじめとは何か

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法<平成25年法律第71号>第2条】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ※けんかやふざけ合い（「いじり」等）であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの構造、特徴

- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。繰り返されたり集中的に行われたりすると「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は、身体に重大な危険を生じさせうる。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」（加害者）に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめ防止のための取組

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

ア 教職員のいじめ対応への資質能力の向上

- ・ 校内研修会（事例研究，教育相談等）を積極的に実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め，体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

【達成目標】年間2回以上の校内研修の実施

イ 生徒指導情報交換会の定期的開催

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず，いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。

【達成目標】週に1回以上の開催

ウ 教育相談体制の確立

- ・ 担任、管理職を問わずニーズが合った場合、直ちに相談ができる体制が組めるようにしておく。

【達成目標】相談者からの要請があった相談について、その日のうちの教育相談実施率100%

エ 児童との暖かい人間関係の構築

- ・ 給食（昼食）時，休憩時間，清掃活動等，できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし，児童の行動を観察すると同時に，何でも言える信頼関係をつくる。

【達成目標】1日のうちに児童と遊んだり、話をしたりして関わりをもつ達成率100%

オ 児童の心の理解

- ・ 生活アンケート（毎週木曜日），Fit等客観テスト等を通して，児童の心を理解するよう努める。

【達成目標】生活アンケートの実施と、全教職員による結果の共有達成率100%

カ 「いじめ防止基本方針」の周知

- ・ 4月のPTA総会や学校便り「周北小だより」の中で「いじめ防止基本方針」の周知を図る。また、学校ウェブサイトにもアップする。

【達成目標】4月のPTA総会や学校便り「周北小だより」の中で「いじめ防止基本方針」の周知達成率100%

キ 話し合い活動によるいじめを許さない心情の育成

- ・ 言葉遣いや、学校生活の中でのトラブルなどについて話し合いを行い、いじめに関する問題を自分のこととして捉え考える場を設ける。

【達成目標】話し合い活動の場を1年に1回以上設定

ク 外部学校関係者による評価

- ・ 年2回実施している学校評価アンケートの児童、保護者、地域対象の質問項目の中に、いじめに関連する質問を設置し、いじめに対する取組の有効性を検証する。また学校評価書の中に、いじめに関する項目を位置づけ、学校運営協議会で検証を行う。

【達成目標】いじめに対する取組みについて、学校評価アンケートでの「良い・概ね良い」の回答が90%以上

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自主的・自発的な活動等を通して，他者の考え等を尊重しながら，自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成する。
- 魅力ある体験活動を通して，児童が自己肯定感や自己存在感を感じ，友達との絆を深め，学校における自分の居場所がもてるようにする。

○ 児童の規範意識を醸成するため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接する」ことについて、重点的かつ具体的な取組を行う。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それらを大切にしていける授業づくりを行い、児童にとって「わかる授業、できる授業」を展開する。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを行う。

イ 道徳

- ・ 学校や学級の実態に即した題材を選び「いじめ防止」に関わる授業を計画的に実施する。
- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成する。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についての内容を重視する。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、児童がいじめの防止について主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

○ 周北小学校いじめ防止宣言

進んでがんばる周北っ子の一員として、みんなが笑顔で過ごす楽しい学校にするために、次のことを宣言します。

- 一. 相手の目を見て、あいさつをします。
- 一. 何があっても、からかったりしません。
- 一. 自分がされていやなことは、他の人にもしません。

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見に係る体制

- いじめは、外から見えにくいことが多い。全教職員・保護者・地域が連携・協力していじめを発見する体制を作る。
 - ・ 学級担任だけでなく、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー全ての教職員が情報を共有する機会を持ち、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 保護者や地域と接する機会を多く持ち、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で情報を共有する。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。また、全教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめに対して適切に対応できるよう校内研修を行う。
- 児童との信頼関係を深め、早期に発見できる仕組みを作る。
 - ・ 行事等の見直しを行い、児童とのふれあいの時間を確保する。

- ・ 日常の行動観察や日記等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ 日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛ける。
 - ・ 短い間隔での「生活アンケート」（原則として毎週木曜日）をもとに、必要に応じて個別相談を実施する。生活アンケートは回覧し、職員間で情報を共有する。
 - ・ 年2回（7月・12月）Fitを行い、より客観的に児童の様子を把握する。
 - ・ 6月、10月を教育相談月間として、個別相談を実施する。
 - ・ 教育相談は保健室等別室で行い、他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。
- 保護者・地域との信頼関係を深め、気軽に相談できる雰囲気を作る。

6 いじめへの早期対応

(1) 校内指導体制の確立

- いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、他の業務に優先して速やかにいじめ対策組織に報告することで、迅速・的確に、全校体制でいじめの解消に向けた対応につなげる。

- ① 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を正確に確認し、記録する。

【いじめの段階】

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

- ② 対応の協議…「いじめ対策会議」（スクールカウンセラー（SC）も参加、場合により、職員会議）を開き、協議する。

- ・ いじめられている児童への対応（信頼関係にある教職員が担当）
- ・ いじめている児童への対応（生徒指導主任等を中心に複数が担当）
- ・ 周囲の児童〔観衆・傍観者〕への対応（該当学年教員等が担当）
- ・ いじめられている児童の保護者への対応（学級担任が主、必要に応じて、管理職等複数で担当）
- ・ いじめている児童の保護者への対応（学級担任が主、必要に応じて、管理職等複数で対応）
- ・ PTA等への働きかけ（校長・教頭が担当）

- ・ 教育委員会，関係諸機関との連携（校長・教頭・生徒指導主任が担当）

(2) 迅速・的確かつ誠意ある組織的な対応

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し，全教職員で支え・守る。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら，学校生活の様々な場面で，自信を回復させ，精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者と周りの児童から詳しく事情を聴き，実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ，内省を促す。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく，なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても，本人の話に十分耳を傾け，心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ もし，いじめを見たら，制止するか，それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で，いじめを報告してきた児童があれば，その勇気と態度を称賛し，その後，これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように，秘密を厳守する。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても，さらに偽装化し，陰湿化していじめが継続している場合もあるため，関係児童の事後の様子を継続的に注視し，精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添った対応を行う。
 - ・ いじめている児童に対しては，毅然とした態度で指導すると同時に，いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。
- 外部関係機関の活用
 - ・ 必要に応じて，警察，弁護士，スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家を加え，対応を進める。
 - ・ 特に，いじめの行為に至った背景に，保護者の身体的虐待や養育放棄，経済的問題等が起因する場合は，生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について，積極的な活用を図る。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板，チャット，コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷，他人批判，他者の個人情報の流出等のネットいじめについても，同様に対応する。
- いじめられている児童等からの申し出があったら，実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- ネットアドバイザーや少年安全サポーター，岩国警察署など関係機関等の指導・助言，相談等を得て，書き込みを消去するなど速やかに対応し，被害の拡大を最小限に抑える。

7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

8 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
例として、以下のケースが想定される。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。(申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態でないと断言できない。)

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討することが必要である。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。
- 適切に関係機関との連携を図る必要がある。

(3) 調査委員会の設置

- 学校の設置者又はその設置する学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、事前に県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。
- 地方公共団体の長等は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要があると認めるときには、調査の結果について調査(以下再調査)することができる。調査にあたる委員は、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者(第三者)を選考し、再調査を行う機関は首長部局に設置することとする。

また、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。

9 地域や家庭、関係機関との連携

(1) 学校と家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、協働して解決を図る。

ア 保護者、PTA との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。(学校だより<月 1 回>学級だより<月 1 回以上>個人懇談会<年 2 回> HP<月 1 回以上>)

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。(学校だより<月 1 回> HP<月 1 回以上>)
- ・ 周北小学校運営協議会や周東中学校区地域協育ネット、川越地区青少年健全育成児童指導推進協議会において、いじめの問題の解決に向けて情報発信し、地域ぐるみで取り組むようにする。

(2) 関係機関等との積極的な情報共有と行動連携を図る。

ア 日頃から地域の相談窓口(教育相談員、教育相談支援員等)や関係機関(市警察署、岩国西幹部交番、市教委青少年課、市教委周東支所等)とも情報の共有を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

イ より高い専門性が必要な場合は、積極的に S C や S S W を活用する。特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合などは、S S W を活用した支援を行う。

10 学校基本方針の扱い等について

(1) 取組の実施状況の学校評価への位置づけ

- ・ 学校基本方針に基づく学校におけるいじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。
- ・ 周北小いじめ防止基本方針は、毎年度末に見直しを行い、改定していく。

(2) 学校基本方針の公開

- ・ 保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようホームページに掲載するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。